

社会サービスとしてのケア・システム

三 浦 文 夫

最近になって我が国の高齢化の進展は一段と早まり、21世紀初頭には総人口の4分の1を越える高齢者を抱える超高齢社会となることが確実視されている。人口の高齢化はさまざまな問題を生み出し、それらへの対応は今や国民的課題となってきているが、とくに80歳以上の高齢者の激増に伴う要介護高齢者の問題はきわめて深刻なものとなってきている。もともと高齢者に対するケアは家族介護を基盤に（しかも女性の負担のうえで）行われてきたが、高齢化の進展と軌を同じくするように家族の介護機能は変化し、ケアの社会化が重要な課題となってきたところである。

この社会化の流れのなかで、施設ケアに代わる在宅ケアが登場し、ホームヘルプ・サービスをはじめ各種の在宅福祉サービスが地域を単位にしながら普及・定着化が図られたりしてきている。そして在宅ケアをいかに有効に行っていくかという観点から、個々の対象者に対するケア・プランニングやケースマネジメントをはじめとした種々の方法が開発され、サービス提供の新しい組織等も生み出されてきている。またケアを主体的に担うケア・ワーカーの役割の重要性が認識され、その国家資格の制度化が行われたりしてきている。このケアを軸とする対人福祉サービスの拡がりは、我が国の社会福祉のあり方に大きな影響を与えてきている。

そして今後の急速な高齢化の進展のなかで、このケアの社会化はさらに発展していくことは確実であろう。この動向のなかでとくに注意しておきたいことは、ケア・ニードの一般化を通して社会福祉サービスの社会サービスへの転換の流れである。社会サービスについてはいろいろな捉え方があるが、ここでは仮に国民の大多数の生活にとって欠かすことのできないものであり、しかもその供給に当たっては国がなんらかの形で関与する必要があると理解されているサービスというようみておこう¹⁾。そうすると高齢化に伴うケア・ニードは誰にでも発生する可能性をもつようになり、かつ、それに必要なサービスは私的に調達することが次第に困難となっていることから見ても、今後のケア・サービスは特定階層、集団に対して展開してきた従来の社会福祉サービスの枠を越えて、社会サービスとして確立していくことが課題となっていく。

このためには誰でもが、何処でも、必要に応じて気安く、適切なサービスを享受できるシステム

の構築が課題となる。その意味で、まず「誰でもが」ということから、従来の選別主義的的社会福祉からの脱皮と普遍主義的的社会福祉の確立という動きを見ることができる。また「何処でも」という観点から、市町村を基礎に施設と在宅福祉サービスの整備とそのネットワーク化を図るという動きがある。そして「必要に応じて気安く」サービスを利用できるようにするために、在宅介護支援センターをはじめ情報提供・相談体制の確立等が図られてきている。また「適切なサービス」ということでは、多様なサービスの整備とともにサービスの評価システム、ケアマネジメント等を含む対人サービスの方法の開発が行われたりしている。これらの努力は今後さらに続けられなければならないところであるが、それと同時に今後は次の2つの課題についてさらなる検討が必要である。

その1つはサービスの利用形態をどうするかという問題である。具体的には多くの施設ケアに残っている措置制度の検討である。この課題は上記した必要に応じて気安く利用できるという社会サービスとしてケア・システムを確立していくうえでも避けることのできないものであるし、またすでに社会サービスとして確立している保健・医療サービスとの連携を図るうえでも重要な課題となっているからである。他の1つはケアの費用を誰がどのように負担するかということである。この問題は上記した措置制度と絡み合うが、今までのケア費用については、福祉サービス分野では公費と自己負担で賄われている。このほかにシャドウワークとしての家族ケアを含むインフォーマル・ケアの負担は表にはでないが、家計にとって過重なものとなっている。この意味で現在話題にのぼっている介護保険の行方も大変興味のあるところである。これらの課題の解決を含めて我が国のケア・サービスが社会サービスとして再編成されていくことを望みたい。

注1) 正村公宏『福祉社会論』(創文社, 1989年, p 205)

(みうら・ふみお 日本社会事業大学学長)